日本における精神衛生相談事業の形成過程 一精神病者慈善救治会から終戦(1945年)まで一

○ 愛知家徳大学 氏名 末田 邦子 (会員番号6043)

キーワード:精神衛生相談事業・形成過程・精神衛生関連団体

1. 研究目的

精神保健福祉領域の「相談」事業の法的な位置づけは、1950年制定の精神衛生法に始まる。同法では精神衛生相談所(以下相談所と表記)を、精神衛生に関する「相談及び指導を行い」「知識の普及を図る機関」として設置した。その規定に至る過程にはどのような動きがあり、現在の「相談」事業とどのようにつながるのか。それが筆者の問題意識である。

本研究の目的は、日本における精神衛生相談事業の形成過程の分析を行い、内務省や厚生省、さらに精神衛生関連団体にどのような動きがあり、なぜ病院の医療や保護とは異なる精神衛生相談事業が政策に位置づけられたのかについて、精神病者慈善教治会から終戦(1945年)までの動きを明らかにすることである.

現在に続く相談事業の形成過程を明らかにし、精神衛生相談事業に求められた要素や枠組みを 考察し、現在の多岐にわたる「相談」の端緒をとらえたい.

2. 研究方法および視点

本研究では歴史研究に基づき、時系列分析を用いて史資料検討を行う。精神衛生相談事業の形成過程について、精神衛生関連団体である日本精神衛生協会発行の『精神衛生』を中心に検討する。併せて内務省、厚生省の政策動向も検討していく。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献引用や調査、学会発表の項で、一般社団法人日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守する.

4. 研究結果

(1)精神衛生相談事業の活動展開

精神衛生相談事業として、以下の2つの相談事業が展開された。第一に、精神病者救治会による精神病者相談所である。1902年に精神病者慈善救治会として呉秀三によって設立され、1921年に「精神病者救治会」に改称した同会は、関東大震災による松沢病院臨時救護所設立と同時に、「精神病者に関する治療上、看護上、法律上など一切の相談をうけることにした」。しかし 1928年の移葬後運営が困難となり、閉鎖されている。第二に、東京市特別衛生地区保健館で展開された精神衛生相談である。1936年に村松常雄が中心となり、都市型モデル保健館であった東京市特別衛生地区京橋保健館で優生保護事業とともに展開され、精神衛生相談業務は 1941年まで続いたが、終戦近くの保健所の機能停滞とともに、実質的機能を停止した。

(2) 内務省や厚生省の動き

1919 年に「精神病院法」が制定されて以降、内務省は「結核予防策に着手せん」方針であったが、1936年に「精神衛生国策案」を提唱し、公立精神病院の拡充等の他、「精神衛生研究所、相談所設置」等10の精

神衛生対策を挙げ、「諸施設を十ケ年計画を以て完備すべく」、予算を要求した。同年予防課長の高野は、「大いにこの方面の予防をいたしたい」と述べている。 さらに、1938 年の衆議院国民健康保険法案委員会で予防課長高野は「優生課ヲ置キマシタノモ、此精神衛生方面ヲ特ニ重要視シマシテ、対策等ニツキマシテモ十分研究シタイ積リ」と述べ、優生政策の第一の対象に精神衛生分野を念頭に置いていることが示された。「国民優生法」は1940年に制定されたが、強制断種を規定した条文は除外された。

(3) 精神衛生関連団体の動き

1926 年に結成された日本精神衛生協会,1932 年に誕生した日本医師会,日本精神病院協会は、精神衛生相談所や相談事業について「予防」「相談」「早期発見」を期待する動きがあった.

例えば、日本精神衛生協会『精神衛生』において、斉藤玉男は「精神衛生施設の具体的計上」(1932年)で「民族の興廃」と「精神衛生施設」を関連させて述べ、5つの側面から施設体系を示し、「予防的施設」「児童指導クリニックの普及、精神衛生ホーム及びプリヴェントリウム(予防院)の設置」等を示している。また、村松常雄は日本精神衛生協会の全国大会「精神衛生相談の事業に就いて」(1937年)で、「精神衛生相談なる事業は精神衛生運動の実際的仕事として最も重要なるものの一つ」「相談所は本来治療機関ではなく、精神病、神経病等の予防、早期発見、装置処置等に関する相談、指導を通じて行う保健指導乃至社会教育機関」と示した。

さらに、日本医師会は内務大臣諮問に対して全五網目からなる「精神衛生施設拡充に関する諮問に対する答申意見」(1932年)を示し、予防施設に関する事項として、「予防施設の機関(児童指導クリニック、精神衛生ホーム、プリベントリウム等)の普及を図る」を述べている.

また,日本精神病院協会も,内務大臣諮問「精神病の発生を防止する方策如何」への答申書(1937年)において,収容施設の拡充など11項目をあげ,精神衛生相談所の普及について「一般公衆の需に應じて精神異常者の早期発見につとめ」「他の施設と並びて精神病対策の核心を為す」と示した.

1940年以降は、「事変下」への対応が求められていく。1940年に厚生省「事変下に於ける精神衛生の対策如何」の諮問への答申で、日本精神衛生協会は、「凡そ国家興隆の根基は優秀健全にして旺盛なる精神力を有する国民を益々多数に擁するなり」として、「精神病者(略)彼らが醸成する犯罪その他の社会不安はますます多きを加え」と「精神衛生施設の拡充」を挙げ、「精神衛生相談施設の設置」が示された。同諮問は、日本精神病院協会にも求められ、同会は「精神衛生に関係ある施設の拡充」として、公立病院、代用病院の増設とともに、相談所、保健所の少年鑑別所の利用を示した。

1943 年には、日本精神衛生協会、日本精神病院協会、精神病者救治会が統合し、財団法人精神厚生会が設立される。1944年の同会の事業計画では「精神医学に於ける経験知識を産業方面に積極的に応用し(略)生産力の増進を期す」と、「精神厚生施設の普及強化」等があがり、「イ(略)保健所等既存施設との連絡協調」「ロ 精神厚生相談指導の実施」が掲げられた。同会事務局は厚生省衛生局に置かれた。

5. 考察および結論

戦前までに展開された2つの団体の精神衛生相談事業は、いずれも他の事業との並行で開始され、終戦前にその活動を終えた. 精神衛生相談所や相談事業には、「予防」「相談」「早期発見」が期待されており、戦後の相談所設置につながる動きが認められる。さらに戦時厚生事業が進む中では、優生思想を背景に「生産力の増進」や「社会不安」への対応も求められた.

(文献の出典は当日配布資料に明示します)